

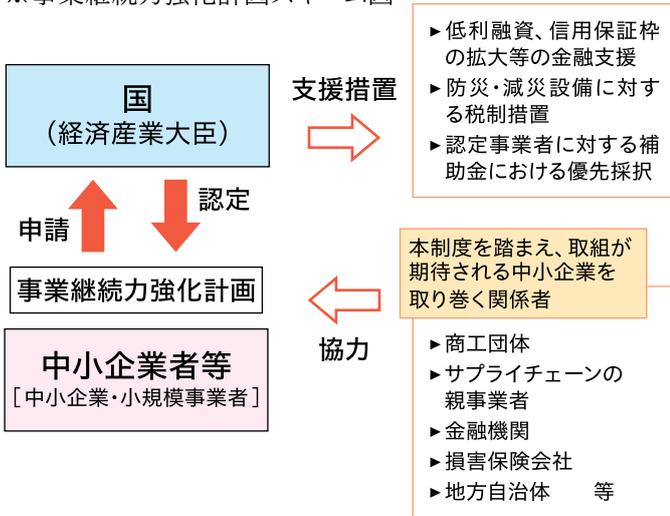
# 中小企業の防災・減災対策を 応援します！

## ～「事業継続力強化計画」

## 認定制度について～



※事業継続力強化計画スキーム図



### 「制度利用のポイント」について

#### ポイント1

下記、①～⑤を記入し、申請します。

- ①企業の概要
- ②自然災害等が事業活動に与える影響の認識
- ③初動対応の内容
- ④事前対策の内容
- ⑤事前対策の実行性の確保に向けた取組など

#### ポイント2

計画認定後には、以下の支援措置が受けられます(別途、審査があります)。

- 企業名を中小企業庁HPへ公表&認定ロゴマークの使用が可能。
- 対象の防災・減災設備が税制優遇される。
- 補助金が優先的に採択される(ものづくり補助金等)。
- 信用保証枠の拡大、沖縄振興開発金融公庫による低利融資等の金融支援を利用できる。

お問合せ先

経済産業部 中小企業課

TEL:098-866-1755 FAX:098-860-3710

感染症対策等の計画策定支援事業事務局

TEL:03-6680-7730(平日の9:30~17:30(11:45~12:45を除く))

#### ◆「事業継続力強化計画」の創設・現状について

近年、大規模な自然災害が全国各地で発生しています。こうした自然災害は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

中小企業の自然災害に対する事前対策(防災・減災対策)を促進するため、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」という制度が令和元年7月16日からスタートしています。

本計画の令和2年7月末時点認定件数は、全国1,775件、うち沖縄59件であり、管内でも徐々に本計画への認識が広がってきています。

本計画策定を機に、今後、管内事業者の方々が、自社の災害対策への意識をさらに向上させ、被災時、被災後も円滑に事業継続できる基盤が強化されることを期待しております。

#### ◆「事業継続力強化計画」とは?

本計画は、中小企業が災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、将来的に行う災害対策など(「ポイント1」参照)を記載して申請し、国の認定を受けるものです。

認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます(「ポイント2」参照)。

#### ◆「令和2年度に実施する中小企業強靱化対策事業」について

(独)中小企業基盤整備機構では、事業継続力強化計画の策定を含めた中小企業の防災・減災の取組を促進するためにシンポジウム等の普及啓発や、計画策定のための専門家を無料で派遣するなど、様々な事業を実施しますので、ご関心のある事業者様は是非ご活用下さい。

「事業継続力強化」の普及に向けた取組  
・中小企業強靱化シンポジウムを開催  
「事業継続力強化計画」の策定支援事業  
・計画策定のための個別支援(ハンズオン支援)を実施  
・計画策定のためのワークショップ・セミナーを全国で開催